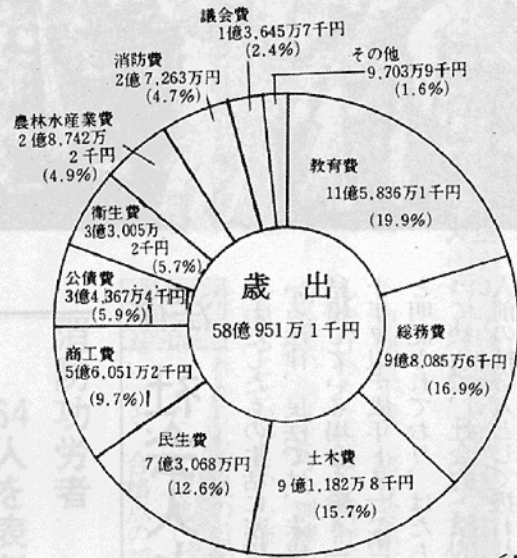


## 目的別歳出の状況



〔図3〕

## 歳出

### 教育費がトップ

次に、皆さんが納めた税金や、国や県からの支出金などごどのように使われたかを見てみましょう。

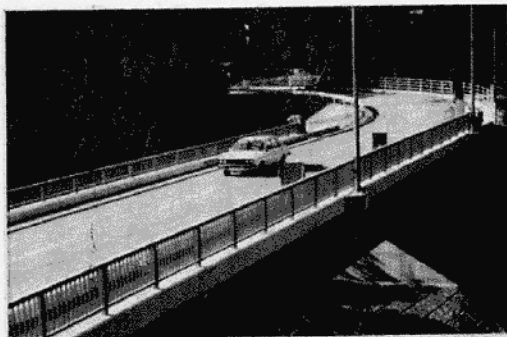
## 目的別歳出

市が使ったお金(歳出)の総額は、五十八億九百五十二万一千円です。トップは教育費で、十二億五千八百三十六万二千円(全体の一九・九%)。この教育

費は、校舎の増・改築、教育施設の整備、公民館、図書館など学校教育や社会教育などの整備に使われました。

一六・九%、九億八千八十五万六千円を支出した総務費は、総合会館の改修、交通安全施設の整備、市有財産の管理費などに使われたものです。

次いで多いのが土木費で、九億一千八百八十二万七千円(一五・



七%)です。この土木費は、市道の舗装や改良、市営住宅の建設、都市計画事業や区画整理事業のために支出したものです。

民生費は、七億三千六十七万九千円で一・二・六%を占めています。事業の内容は、身体障害者の福祉事業、老人福祉事業、保育事業などです。

以下、商工費(九・七%)、公債費(五・九%)、衛生費(五・七%)、農林水産業費(四・九%)の順になっています。(図3)

このように、教育費、総務費、土木費、民生費などに分ける方法を目的別歳出と呼んでいます。なお、歳出総額を昭和五十八年三月三十一日現在の人口で除した場合、市民一人当たりに使

われたお金は、約二十五万五千円になります。

## 性質別歳出

次に、どのような性質の経費として使われたかを見てみましょう。

普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の投資的経費が十六億五千四百五十二万八千円(二八・五%)、また、人件費、物件費、扶助費などの消費的経費は二十八億四千七百七十八千円(四九・一%)となっています。

このように、普通建設事業費、災害復旧費、人件費、物件費などに分ける方法を性質別歳出と呼んでいます。

## 条例の制定

●個人の市民税に係る日光市市税条例の臨時特例に関する条例

個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律等の施行に伴い、昭和五十九年度分の個人の市民税を減税するため、この条例を制定したものです。

## 土地の取得

宝殿、七里地区の公共事業を円滑に進めるためと、この地域の整備改善を図るため、同地区にある県有地(麿川敷)を、占有者が使用している土地を含めて市が一括取得するものです。面積は約六万平方メートル、取得価格は一億四千七百七十四万二千円です。

## 陳情・請願

●健康保険改正に関する請願

●大型店出店阻止に関する陳情

(採択)  
(継続審査)